

令和 4 年

御殿場市・小山町広域行政組合議会
3 月 定 例 会 議 録

令和 4 年 3 月 9 日 開 会

令和 4 年 3 月 2 5 日 閉 会

御殿場市・小山町広域行政組合議会

令和4年御殿場市・小山町広域行政組合議会3月定例会会議録目次

第1号（3月9日）

| | |
|--------------|---|
| ○議事日程 | 4 |
| ○会議に付した事件 | 4 |
| ○出欠席議員 | 4 |
| ○説明のために出席した者 | 4 |

会 議

| | |
|---|-----|
| ○開会・開議 | 5 |
| ○日程第 1 会議録署名議員の指名 | 6 |
| ○日程第 2 会期の決定 | 6 |
| ○日程第 3 提案理由の説明 | 6 |
| ○日程第 4 議案第 1号 令和4年度御殿場市・小山町広域行政組合一般 会計予算について | 7 |
| ○日程第 5 同意第 2号 御殿場市・小山町広域行政組合監査委員の選任 について | 1 3 |
| ○日程第 6 同意第 3号 御殿場市・小山町広域行政組合監査委員の選任 について | 1 4 |
| ○散 会 | 1 6 |

第2号(3月25日)

| | |
|--------------|----|
| ○議事日程 | 18 |
| ○会議に付した事件 | 18 |
| ○出欠席議員 | 18 |
| ○説明のために出席した者 | 18 |

会 議

| | |
|--|----|
| ○開議 | 19 |
| ○日程第 1 議案第 1号 令和4年度御殿場市・小山町広域行政組合一般 会計予算について | 20 |
| ○日程第 2 管理者提案理由の説明 | 33 |
| ○日程第 3 議案第 2号 御殿場市・小山町広域行政組合職員の育児休業 等に関する条例の一部を改正する条例制定につ いて | 34 |
| ○日程第 4 議案第 3号 御殿場市・小山町広域行政組合職員の給与に関 する条例の一部を改正する条例制定について | 36 |
| ○日程第 5 議案第 4号 御殿場市・小山町広域行政組合会計年度任用職 員の給与等に関する条例の一部を改正する条例 制定について | 38 |
| ○閉 会 | 40 |

第 1 日

令和4年御殿場市・小山町広域行政組合議会3月定例会会議録(第1号)

令和4年3月9日(水曜日)

○議事日程

令和4年3月9日 午後1時30分 開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 提案理由の説明

日程第 4 議案第 1号 令和4年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計予算
について

日程第 5 同意第 2号 御殿場市・小山町広域行政組合監査委員の選任について

日程第 6 同意第 3号 御殿場市・小山町広域行政組合監査委員の選任について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員(11名)

| | |
|-----------------|------------------|
| 1 番 中 島 宏 明 君 | 2 番 川 上 秀 範 君 |
| 3 番 黒 澤 佳 壽 子 君 | 5 番 高 橋 利 典 君 |
| 6 番 小 林 千 江 子 君 | 8 番 神 野 義 孝 君 |
| 10 番 藪 田 豊 造 君 | 11 番 勝 間 田 博 文 君 |
| 12 番 鈴 木 豊 君 | 13 番 菅 沼 芳 徳 君 |
| 14 番 渡 辺 悦 郎 君 | |

○欠席議員(1名)

7 番 室 伏 勉 君

○説明のため出席した者

| | |
|-------------------|-------------|
| 管 理 者 | 勝 又 正 美 君 |
| 副 管 理 者 | 池 谷 晴 一 君 |
| 副 管 理 者 | 富 尾 信 司 君 |
| 会 計 管 理 者 | 坂 上 剛 君 |
| 事 務 局 長 | 鎌 野 武 君 |
| 消 防 長 | 勝 間 田 誠 司 君 |
| 庶 務 課 長 | 佐 藤 正 博 君 |
| 資 源 循 環 課 長 | 佐 藤 修 一 君 |
| 衛 生 セ ン タ ー 所 長 | 三 輪 徹 君 |
| 消 防 次 長 兼 管 理 課 長 | 小 澤 進 君 |
| 予 防 課 長 | 外 山 貴 彦 君 |

| | |
|-------------------|-----------|
| 警 防 課 長 | 小 林 真 人 君 |
| 通 信 指 令 課 長 | 野 木 幹 雅 君 |
| 御 殿 場 消 防 署 長 | 谷 中 修 君 |
| 小 山 消 防 署 長 | 込 山 眞 治 君 |
| 御 殿 場 消 防 署 副 署 長 | 芹 澤 良 信 君 |
| 御 殿 場 市 企 画 部 長 | 志 水 政 満 君 |
| 御 殿 場 市 総 務 部 長 | 山 本 宗 慶 君 |
| 御 殿 場 市 環 境 部 長 | 鎌 野 晃 君 |
| 小 山 町 副 町 長 | 大 森 康 弘 君 |
| 小 山 町 企 画 総 務 部 長 | 小 野 一 彦 君 |
| 小 山 町 住 民 福 祉 部 長 | 渡 邊 啓 貢 君 |

○職務のため出席した事務局職員

| | |
|---------------|---------|
| 庶務課総務スタッフ課長補佐 | 岩 瀬 貴 雅 |
| 庶務課総務スタッフ副主幹 | 佐 藤 麻 子 |
| 庶務課総務スタッフ主任 | 林 寛 隆 |

○議長（菅沼芳徳君）

出席議員が法定数に達しておりますので会議は成立いたしました。

ただいまから、令和4年御殿場市・小山町広域行政組合議会3月定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

午後1時30分 開会

○議長（菅沼芳徳君）

本日の会議は、お手元に配付してあります日程により運営いたしますので、御了承願います。

○議長（菅沼芳徳君）

この際、諸般の報告をいたします。

7番、室伏 勉議員から、所用のため本日の会議を欠席する旨、届出がありましたので、報告いたします。

○議長（菅沼芳徳君）

本日、議席に配付済みの資料は、議事日程（第1号）、管理者提案理由説明書、以上でありますので御確認ください。

議案書及び議案資料は先に議員各位に配付済みであります。

○議長（菅沼芳徳君）

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において5番 高橋利典議員、6番 小林千江子議員、以上、2名を指名いたします。

○議長（菅沼芳徳君）

日程第2 「会期の決定」を議題といたします。

令和4年御殿場市・小山町広域行政組合議会3月定例会の会期は、本日3月9日から3月25日までの17日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅沼芳徳君）

御異議なしと認めます。

よって、会期は17日間と決定いたしました。

○議長（菅沼芳徳君）

日程第3 「管理者提案理由の説明」を議題といたします。

本議会に提出されました議案第1号、同意第2号及び同意第3号について、管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（勝又正美君）

本日開会の御殿場市・小山町広域行政組合議会3月定例会に提出いたしました議案の御審議をお願いするに当たり、その提案理由の概要を御説明申し上げます。

議案は、予算案1件、同意案2件となっております。

以下、議案番号に従い、順次御説明申し上げます。

最初に、議案第1号「令和4年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計予算について」申し上げます。

令和4年度の一般会計予算は、歳入歳出それぞれ32億8,000万円で、前年度と比較しますと9,500万円の減額となっております。

歳出の主なものは、3款の衛生費では、斎場の施設管理費、焼却センター及び再資源化センターの運営費、並びに衛生センターの施設管理費などでございます。

4款の消防費では、人件費のほか施設管理費、車両管理費、並びに小山消防署建設事業費などでございます。

これらの事業に対する財源構成の主なものといたしましては、市・町の負担金が27億2,000万円余で歳入予算の82.9%、使用料及び手数料が2億7,000万円余で8.5%、県支出金が1,000万円余で0.3%、組合債が6,000万円余で

2. 0%となっております。

次に、同意第2号「御殿場市・小山町広域行政組合監査委員の選任について」及び同意第3号「御殿場市・小山町広域行政組合監査委員の選任について」は、関連がございますので一括して御説明申し上げます。

本案は、監査委員の任期満了に伴い、新たに識見を有する監査委員として杉山 茂氏を、議会選出の監査委員として菌田豊造氏をそれぞれ適任と認め、議会の同意を得て選任いたしたく、提案するものでございます。

以上で、本日提出いたしました議案の提案理由の説明を終わりとさせていただきます。

慎重な御審議の上、御賛同をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（菅沼芳徳君）

日程第4 議案第1号「令和4年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計予算について」を議題といたします。

この際、あらかじめ御了承願います。令和4年度予算の審議に当たっては、本日は当局の説明のみとし、質疑については来る3月25日の本会議において行いたいと思っておりますので、御了承願います。

当局から内容説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（鎌野 武君）

ただいま議題となりました議案第1号、令和4年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計予算について、説明をさせていただきます。

資料3 一般会計予算書の1ページをお開きください。

このページは予算の条文です。

第1条は、歳入歳出予算の総額を、それぞれ32億8,000万円と定めるものです。

第2条は、地方債について、起債の目的、限度額等を定めるものです。

第3条は、歳出予算の各項における流用の範囲を定めるものです。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算は、歳入歳出それぞれの款項ごとに予算額を記載したもので、議会の議決対象となるものです。

歳入・歳出それぞれの表に記載の合計のとおり、令和4年度当初予算の総額は、32億8,000万円で、前年度比2.8%、9,500万円の減額となります。

減額の大きな要因は、歳出の4款消防費における車両購入費の減によるものです。

4ページをお願いいたします。

第2表 地方債は、令和4年度に借入れを予定している組合債の一覧です。

借入件数は全部で3件、借入限度額は総額で6,400万円となります。

借入方法、利率及び償還の方法は、記載のとおりです。

次に9ページ、歳入歳出予算事項別明細書を御覧ください。

歳入及び歳出における主なもの、並びに前年度と比べて増減額の大きなものについて説明させていただきますと、歳入については、1款分担金及び負担金の市・町負担金が、1,852万円余、0.7%の増、3款県支出金が、1,021万円余、429.9%の増、5款繰入金が、5,000万円の皆増、7款諸収入が、924万円、6.1%の減、8款組合債が、9,350万円、59.4%の減、そして国庫支出金が、皆減となっております。

次のページをお願いします。

歳出においては、2款総務費が、6,176万円、33.4%の増、4款消防費が、1億5,723万円余、9.8%の減、5款公債費が、1,902万円、8.7%の減となります。

それでは、予算の内容を歳出から説明させていただきますので、30、31ページをお開きください。

なお、歳出全体を通じまして、人件費、車両管理費、一般諸経費の説明は、特に必要がある場合以外は、省略させていただきますので、あらかじめ御承知おきください。

1款1項1目議会費は、前年度比1.0%の減額です。

説明欄3の①は、近年、県内で整備された、し尿処理施設の視察を予定しております。次のページをお願いいたします。

2款1項1目一般管理費は、前年度比33.4%の増額です。

増額の主な要因は、退職者の増加によるものです。

説明欄1の⑤は、事務局及び消防職員の児童手当と、退職者5名の退職手当です。

⑥は、職員の公務・通勤災害の補償を実施する基金への負担金です。

3の①は、斎場ほか各施設の建物損害共済の掛金、及び事務局が市から借りております事務室の維持・管理に係る御殿場市への負担金です。

4の①は、一般的な健康診断のほか、職員ストレスチェック、現場作業に従事する職員のB型肝炎予防接種等に要する経費です。

②は、職員の勤続表彰に要する経費です。

④、⑤、⑦、及び⑧は、それぞれ記載の人事管理業務に係る御殿場市への負担金です。

⑨は、職員採用試験等に要する経費です。

8の①、②、③及び次の35ページの⑤は、それぞれ記載の事務管理システムや業務に係る御殿場市への負担金です。

36、37ページをお願いいたします。

3款1項1目斎場費は、前年度比8.5%の増額です。

説明欄 1 の①は、2号炉の耐火レンガ積替え修繕、斎場風除室建具設置修繕などの修繕に要する経費です。

③は、火葬等業務委託のほか、維持・管理に要する経費です。

④は、斎場用地約0.8haの借地料です。

2項1目塵芥処理費は、前年度比0.8%の増額です。

2の①は、特別目的会社SPCである、御殿場小山環境テクノロジー株式会社へ支払う、施設運営及び焼却灰の資源化に要する経費、並びに施設整備費割賦料のほか、ごみ計量受付業務委託等に要する経費です。

②は、焼却灰の資源化に際し、焼却灰受入れ先の自治体であります三重県伊賀市と茨城県鹿嶋市に負担金として支払うものです。

③は、焼却センター用地5.57haと災害廃棄物仮置き場用地1.09haの借地料です。

④は、焼却センター周辺の地元区であります、板妻区及び神場区との合意書等に基づく、両区内の道路・水路整備などの地域振興事業を実施するための経費です。

3の①は、特別目的会社SPCである、御殿場小山エコパートナーズ株式会社へ支払う、施設運営に要する経費及び施設整備費割賦料です。

②は、小型家電、色付きカレット、廃蛍光管及び廃乾電池の処理に要する経費です。次のページをお願いします。

説明欄③は、再資源化センター用地3.6haの借地料です。

4は、指定ごみ袋の作製及び販売店までの配送、並びに指定ごみ袋の販売等に要する経費です。

2目し尿処理費は、前年度比2.9%の増額です。

2の②は、施設の運転技術管理業務及び夜間機械警備業務の委託に要する経費です。

③は、各種設備機器の保守・点検業務及び槽内の清掃業務等の委託に要する経費です。

④は、放流水の水質分析、臭気測定等の委託に要する経費です。

⑤は、施設の安定運用及び延命化を図るために実施する、電磁流量計交換修繕、貯水槽修繕、曝気ブロウモーター交換修繕など、各種修繕に要する経費です。

⑥は、衛生センター施設用地2.3haの借地料です。

⑦は、し尿、浄化槽汚泥の処理過程で必要となります、薬品等消耗品の購入に要する経費です。

⑧は、最終処分場1.06haの借地料及び水処理施設の維持管理及び放流水水質分析に要する経費です。

次に、42、43ページをお開きください。

4款消防費につきましては、消防長から説明いたします。

○議長（菅沼芳徳君）

消防長。

○消防長（勝間田誠司君）

私からは、4款消防費について説明いたします。

まず、4款1項1日常備消防費ですが、これは、常備消防の管理運営に要する経費及び資機材の整備等に要する経費で、前年度比12.0%の減でございます。

減額の主な要因は、はしご車の更新事業の終了によるものです。

それでは、説明欄について、順次説明いたします。

説明欄1 人件費は、③の消防職員162人分の給与等が主なもので、その割合は、常備消防費全体の86.7%を占めております。

2の④は、主要事業である「庁舎空調設備更新事業」を含む、各施設の修繕に要する経費です。

3の③は、救急救命士の養成及び病院研修や救急資器材の維持管理等に要する経費でございます。

④は、高機能消防指令システムの保守管理やサーバ等の借上げ料が主なものです。

5は、静岡県消防防災航空隊への職員1名の派遣に伴う、住居の借上げ料等です。

正式な派遣は令和5年度からとなりますが、令和4年度中の令和5年3月に事前研修が始まりますので、令和4年度での予算計上となっております。

6の②は、主要事業である「御殿場消防署高規格救急車」の更新に要する経費です。

次のページをお願いいたします。

7は、防火衣等の消防活動に係る消耗品が主なものです。

次に、2目小山消防署建設事業費です。

これは、令和4年度からの新規事業となります。

説明欄1は、新庁舎建設の基本設計等に要する経費で、建設事業者となる、小山町への負担金です。

以上でございます。

○議長（菅沼芳徳君）

事務局長。

○事務局長（鎌野 武君）

引き続き5款以降を説明いたしますので、46、47ページをお願いいたします。

5款公債費は、斎場並びに消防施設償還がそれぞれ1件終了し、消防車両に係る償還が1件開始することに伴い、1目元金は、前年度比9.0%の減額、2目利子は、前年度比3.8%の増額です。

次のページをお願いいたします。

6款1項1目予備費は、緊急修繕や予測の難しい事案に対するもので、前年度比196万円余、11.9%の減となりました。

続きまして、歳入の内容を説明させていただきますので、ページを戻っていただき、12、13ページをお開きください。

1款1項1目負担金は、前年度比0.7%の増額です。

市・町の負担金が歳入全体額に占める割合は、82.9%です。

なお、増額の要因は、負担金の項目のうち消防費において新たに小山消防署建設事業費分3,500万円が計上されたことによるものです。

次のページをお願いします。

2款1項1目総務使用料は、前年度比0.2%の増額です。

2目衛生使用料は、前年度比1.8%の減額です。過去3年間の最小数値を採用し計上しました。

2項2目衛生手数料は、前年度比1.6%の増額です。

廃棄物処理手数料につきましては、コロナ禍の影響を除くため、令和元年度の実績等から見込んだものです。

3目消防手数料は、過去の実績等により、前年度比1.2%の増額です。

次のページをお願いいたします。

3款1項1目消防費県補助金は、前年度比429.9%の増額です。

大幅な増額の主な要因は、高規格救急自動車整備によるものです。

説明欄の地震・津波対策等減災交付金の防災資機材整備事業に当たるものは、空気呼吸器・空気ボンベ等の救助救命機器や、感染防止衣等の感染防止用救急資機材導入に係る補助金で、審査会事業に当たるものは、高規格救急自動車導入に係る補助金で、補助率はそれぞれ3分の1となっております。

次のページをお願いいたします。

4款1項1目利子及び配当金は、説明欄記載の基金の利子です。

次のページをお願いします。

5款1項1目基金繰入金は、5,000万円の皆増です。

定年退職者が5人と例年より多いため、歳出における例年との均衡を図るため、職員退職手当基金より繰り入れるものです。これにより、職員退職手当基金の残高は、約2,100万円となります。

次のページをお願いいたします。

6款1項1目繰越金は、例年と同額の計上です。

次のページをお願いいたします。

7款1項1目組合預金利子は、頭出しです。

2 項 1 目雑入は、前年度比 6. 1 % の減額です。

減額の主な要因は、県消防学校への職員派遣が終了し、助成金が皆減したことによるものです。

次のページをお願いいたします。

8 款 1 項 1 目衛生債は、4, 0 4 0 万円の皆増です。

1 節斎場債は、火葬炉修繕事業に係るもので、起債率 7 5 % です。

2 節清掃債は、ごみ焼却施設周辺整備事業に係るもので、起債率 9 0 % です。

2 目消防債は、前年度比 8 5. 0 % の大幅な減額です。

これは、消防車両購入に当たり、令和 3 年度のはしご車整備と、令和 4 年度予定の高規格救急自動車の整備では、補助額の規模により予算に大きな差が生じるためです。

なお、起債率は補助残の 9 0 % で、1 0 年償還、据え置き 2 年です。

歳入の説明は、以上となります。

次に、その他調書の説明をいたしますので、5 0 ページをお開きください。

このページから 5 7 ページまでは、特別職の報酬及び一般職の給与費等の明細を記載しております。例年と比べて大きく変わった点はございませんが、昨年 3 月定例会で御審議いただき改正させていただきました当組合の職員定数条例に基づき、令和 3 年度より消防職員の増員を図っており、令和 4 年度においては、退職者、再任用者及び新規採用者の関係により、職員数が 3 人増加となっております。

次に、5 8 ページをお願いいたします。

この表は債務負担行為の表です。既に議決をいただいております令和 5 年度以降にわたるものについて、令和 3 年度末までの支出額または支出見込額及び令和 4 年度以降の支出予定額を取りまとめたものです。

次に、6 0 ページをお開きください。

この表は、地方債の現在高に関する調書です。3 列目の令和 3 年度末現在高見込額は、最下段の合計欄のとおり、1 6 億 4, 3 7 7 万円余で、令和 4 年度中の増減見込額は、起債見込額が 6, 4 0 0 万円、元金償還見込額が 1 億 9, 4 2 6 万円余となり、令和 4 年度末現在高見込額は 1 5 億 1, 3 5 0 万円余となります。

次の、6 1 ページから 6 4 ページまでは、令和 4 年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計予算の負担金算出調書となりますので、御覧いただければと思います。

以上で、議案第 1 号、令和 4 年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計予算の内容説明とさせていただきます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（菅沼芳徳君）

以上で、議案第 1 号「令和 4 年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計予算につい

て」の説明を終わりといたします。

○議長（菅沼芳徳君）

日程第5 同意第2号「御殿場市・小山町広域行政組合監査委員の選任について」を議題といたします。

当局から内容説明を求めます。

○議長（菅沼芳徳君）

事務局長。

○事務局長（鎌野 武君）

ただいま議題となりました、同意第2号につきまして、御説明申し上げます。

資料1 議案書の1ページをお願いいたします。

本組合の監査委員の選任につきましては、広域議会での申し合わせにより、識見を有する監査委員と議会選出の監査委員を、2年ごとにそれぞれ異なる市・町から、交互に選出させていただいております。

現在の監査委員は、令和2年4月1日から識見を有する監査委員を小山町から、議会選出の監査委員を御殿場市から、それぞれ選任しており、令和4年3月31日をもって任期満了となります。

そこで、新たに御殿場市選出の識見を有する監査委員として、杉山 茂氏を選任いたしたく、御殿場市・小山町広域行政組合同規約第12条第2項の規定により、議会の同意を求めるものです。

任期は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間となります。

なお、杉山氏の経歴概要は、資料2 議案資料の1ページのとおりです。

以上で内容の説明を終わりにいたします。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（菅沼芳徳君）

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（この時質疑なし）

○議長（菅沼芳徳君）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

○議長（菅沼芳徳君）

これより討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（菅沼芳徳君）

次に、賛成討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（菅沼芳徳君）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議長（菅沼芳徳君）

これより、同意第2号「御殿場市・小山町広域行政組合監査委員の選任について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅沼芳徳君）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

○議長（菅沼芳徳君）

日程第6 同意第3号「御殿場市・小山町広域行政組合監査委員の選任について」を議題といたします。

（10番 藺田豊造議員 除斥退場）

○議長（菅沼芳徳君）

地方自治法第117条の規定により、10番 藺田豊造議員が除斥されておりますのでお知らせいたします。

当局から内容説明を求めます。

○議長（菅沼芳徳君）

事務局長。

○事務局長（鎌野 武君）

ただいま議題となりました、同意第3号について、御説明申し上げます。

資料1 議案書の2ページをお願いいたします。

本案につきましては、小山町選出の議会議員監査委員として、藺田豊造氏を選任いたしたく、御殿場市・小山町広域行政組合同規約第12条第2項の規定により、議会の同意を求めるものです。

任期は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間となります。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（菅沼芳徳君）

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(この時質疑なし)

○議長(菅沼芳徳君)

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

○議長(菅沼芳徳君)

これより討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

(この時発言なし)

○議長(菅沼芳徳君)

次に、賛成討論の発言を許します。

(この時発言なし)

○議長(菅沼芳徳君)

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議長(菅沼芳徳君)

これより、同意第3号「御殿場市・小山町広域行政組合監査委員の選任について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅沼芳徳君)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

(10番 藺田豊造議員 入場)

○議長(菅沼芳徳君)

藺田豊造議員にお知らせいたします。

同意第3号「御殿場市・小山町広域行政組合監査委員の選任について」は、原案のとおり議会の同意がなされました。

○議長(菅沼芳徳君)

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

○議長(菅沼芳徳君)

この際、本席より定例会再開のお知らせをいたします。

来る3月25日午後1時30分から3月定例会を再開いたしますので、定刻までに議場に御参集願います。

本日は御苦労さまでした。

午後2時00分 散会

第 2 日

令和4年御殿場市・小山町広域行政組合議会3月定例会会議録(第2号)

令和4年3月25日(金曜日)

○議事日程

令和4年3月25日 午後1時30分 開議

日程第 1 議案第 1号 令和4年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計予算
について

日程第 2 管理者提案理由の説明

日程第 3 議案第 2号 御殿場市・小山町広域行政組合職員の育児休業等に関する
条例の一部を改正する条例制定について

日程第 4 議案第 3号 御殿場市・小山町広域行政組合職員の給与に関する条例
の一部を改正する条例制定について

日程第 5 議案第 4号 御殿場市・小山町広域行政組合会計年度任用職員の給与
等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員(11名)

| | |
|-----------|------------|
| 1番 中島宏明君 | 2番 川上秀範君 |
| 3番 黒澤佳壽子君 | 5番 高橋利典君 |
| 6番 小林千江子君 | 8番 神野義孝君 |
| 10番 藺田豊造君 | 11番 勝間田博文君 |
| 12番 鈴木豊君 | 13番 菅沼芳徳君 |
| 14番 渡辺悦郎君 | |

○欠席議員(1名)

7番 室伏勉君

○説明のため出席した者

| | |
|-----------------|-----------|
| 管 理 者 | 勝 又 正 美 君 |
| 副 管 理 者 | 池 谷 晴 一 君 |
| 副 管 理 者 | 富 尾 信 司 君 |
| 会 計 管 理 者 | 坂 上 剛 君 |
| 事 務 局 長 | 鎌 野 武 君 |
| 消 防 長 | 勝間田 誠 司 君 |
| 庶 務 課 長 | 佐 藤 正 博 君 |
| 資 源 循 環 課 長 | 佐 藤 修 一 君 |
| 衛 生 セ ン タ ー 所 長 | 三 輪 徹 君 |

| | |
|-----------|-------|
| 消防次長兼管理課長 | 小澤進君 |
| 予防課長 | 外山貴彦君 |
| 警防課長 | 小林真人君 |
| 通信指令課長 | 野木幹雅君 |
| 御殿場消防署長 | 谷中修君 |
| 小山消防署長 | 込山眞治君 |
| 御殿場消防署副署長 | 芹澤良信君 |
| 御殿場市企画部長 | 志水政満君 |
| 御殿場市総務部長 | 山本宗慶君 |
| 御殿場市環境部長 | 鎌野晃君 |
| 小山町副町長 | 大森康弘君 |
| 小山町企画総務部長 | 小野一彦君 |
| 小山町住民福祉部長 | 渡邊啓貢君 |

○職務のため出席した事務局職員

| | |
|---------------|------|
| 庶務課総務スタッフ課長補佐 | 岩瀬貴雅 |
| 庶務課総務スタッフ副主幹 | 佐藤麻子 |
| 庶務課総務スタッフ主任 | 稲優子 |
| 庶務課総務スタッフ主任 | 林寛隆 |

○議長（菅沼芳徳君）

出席議員が法定数に達しておりますので会議は成立いたしました。

ただいまから、令和4年御殿場市・小山町広域行政組合議会3月定例会を再開いたします。

○議長（菅沼芳徳君）

本日は、当議場に、去る3月9日の本会議において、御殿場市・小山町広域行政組合監査委員に選任同意されました杉山茂様にお越しいただいておりますので、御挨拶をいただきたいと思っております。

杉山様、よろしく願いいたします。

○監査委員（杉山茂君）

このたび御殿場市・小山町広域行政組合代表監査委員に任命されました杉山茂です。よろしく願いします。

監査の重要性を十分理解し、広域行政組合の業務が円滑に運営されますよう、日々努

力精進し、御殿場市民・小山町民が豊かに安全・安心に生活が送れますよう、微力ではございますが、任務を全うさせていただきます。

今後とも皆様の御指導、御鞭撻をお願い申し上げて、簡単ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。

本日は貴重な時間を頂きまして、まことにありがとうございました。

○議長（菅沼芳徳君）

ありがとうございました。

杉山様には今後2年間、監査委員として御尽力いただきますよう、本席より心からお願い申し上げます。

本日は、お忙しい中、ありがとうございました。

○議長（菅沼芳徳君）

直ちに本日の会議を開きます。

午後1時30分 開議

○議長（菅沼芳徳君）

本日の会議は、お手元に配付してあります日程により運営いたしますので、御了承願います。

○議長（菅沼芳徳君）

この際、諸般の報告をいたします。

7番、室伏 勉議員より、所用のため本日の会議を欠席する旨、届出がありましたので、報告いたします。

○議長（菅沼芳徳君）

本日、議席に配付済みの資料は、議事日程（第2号）、管理者提案理由説明書（第2号）及び令和4年度当初予算質疑区分一覧表、以上でありますので御確認ください。

議案書及び議案資料は先に議員各位に配付済みであります。

○議長（菅沼芳徳君）

日程第1 議案第1号「令和4年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計予算について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、過般の本会議において説明がなされておりますので、内容説明は省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅沼芳徳君）

御異議なしと認めます。

よって、本案に対する内容説明は省略し、直ちに質疑に入ります。

まず、歳入について質疑ありませんか。

2番 川上秀範議員。

○2番（川上秀範君）

それでは、私から歳入について3点ほど質問をさせていただきたいと思います。

まず、1点目です。

2款使用料及び手数料、ページが14、15ページになります。1項使用料、2目総務使用料、説明欄、清掃施設跡地使用料119万円余についてです。

本施設の跡地の使用についての御説明を、どのような形で今活用されているのか、伺います。

2点目です。

同ページ、2項2目衛生手数料、2節清掃手数料、説明欄、廃棄物手数料、指定ごみ袋1億3,271万円余に対し、この予算の内訳と歳出3款衛生費、2項清掃費、1目塵芥処理費、説明欄4の指定ごみ袋作成等事業費5,815万円余との関連について、またごみの減量の状況も踏まえて伺います。

最後に3点目です。

7款諸収入、ページ24、25、2項1目雑入、説明欄、東名救急業務支弁金648万円余につきまして、近年、ここ2～3年の出勤状況及び648万円余を予算計上した算出根拠について伺います。

以上です。

○議長（菅沼芳徳君）

庶務課長。

○庶務課長（佐藤正博君）

私からは1点目の清掃施設の跡地についてお答えいたします。

清掃施設跡地につきましては、組合では5,125㎡を所有しており、現在このうち、御殿場総合サービス株式会社の事業用地として200㎡、御殿場市の廃棄物収集及び処理業務に使用する車両の通路及び車庫・倉庫建物用地として1,000㎡、御殿場市の発泡スチロール拠点回収用地として27㎡を賃貸しております。

また、近隣中学校の行事の際には駐車場としても利用されており、地域への貢献にも活用しております。

以上でございます。

○議長（菅沼芳徳君）

資源循環課長。

○資源循環課長（佐藤修一君）

それでは、私のほうからは2問目の御質問についてお答えいたします。

指定ごみ袋廃棄物処理手数料は、指定ごみ袋の販売代金でございます。処理手数料はごみ袋1セット10枚につき、200は130円、300は200円、450は300円で、前年に比べ販売数は増加しております。

この金額から説明欄4の指定ごみ袋製作手数料5,815万円を差し引いた金額が、実際の処理手数料として焼却センター、再資源化センター運営費の財源として充当されており、排出者負担金として納めてもらうことにより、ごみの大量排出が抑制され、処理費負担についての公平性が担保されており、結果としてごみの減量につながっていると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（菅沼芳徳君）

管理課長。

○管理課長（小澤 進君）

私からは3点目の東名救急業務支弁金についてお答えします。

初めに、近年の、東名高速道路への救急出動状況から、御説明いたします。

過去3年間の出動件数は、令和元年135件、令和2年105件、令和3年は103件で、過去10年間の平均出動件数は、約120件となっております。救急の種別につきましては、例年、交通事故が全体の約半数を占めておりまして、その他、急病による出動が主な内容でございます。

続いて、支弁金648万円の算出根拠ですが、昭和55年に、東名高速道路への救急出動に対する財政措置として、当時の建設省、道路公団、自治省消防庁との間で「救急業務に関する覚書」が締結されまして、この覚書に基づき、総務省が定める、救急隊1隊を維持する経費に、東名出動件数などに応じた係数を乗じて、算定したものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

（「終わります。」と川上秀範君）

○議長（菅沼芳徳君）

ほかに質疑ありませんか。

12番 鈴木 豊議員。

○12番（鈴木 豊君）

12番、鈴木 豊です。歳入について2件ほど質疑をいたします。

まず、歳入の15ページ、2款1項1目1節の総務管理費使用料の清掃施設跡地使用料119万2,000円ですが、毎年同額、歳入に計上されているようですが、現在も駐車場用地などに利用されると聞きますが、以前から広域組合として売却などについて懸案であります。もうそろそろこの清掃跡地をどのように活用するのか考えてほしいな

と思いますが、いかがでしょうか。

今後、いつ頃を目処に土地利用の方向性を決め、売却するなどの御殿場市と協議する考えがあるのかお伺いしたいと思います。

続きまして、2件目の25ページの7款2項1目1節の雑入で、富士山エコパークの焼却センター発電売電料1億1,729万9,000円で、昨年より417万8,000円減額と見込んでいますが、この減額には何が要因と見ているのかお伺いしたいと思います。

また、その下の再資源化物売却料1,667万6,000円で、昨年より454万3,000円増額は、どのような再資源化物の搬入による増額と見込まれているのか。また、現在の実績はどのようなものであるのかお伺いしたいと思います。

以上であります。

○議長（菅沼芳徳君）

庶務課長。

○庶務課長（佐藤正博君）

私からは1点目の清掃施設の跡地についてお答えいたします。

清掃施設跡地につきましては、土地が存在する御殿場市が利用計画を策定し、組合は御殿場市の意向を尊重して、計画に沿った対応をする方向性でございます。

この土地は現在、御殿場市の廃棄物収集処理業務に使用する車庫等の利用や、近隣中学校の行事における駐車場利用など地域への貢献に活用しているところであり、今後も地元ニーズへの対応が必要でございます。

また、隣接する旧老人福祉センター用地や公園用地等との一体的な利活用など総合的なまちづくりの検討が必要なことから、現段階では明確な時期を示すことはできませんが、組合としては御殿場市と連携し、情報を共有し、具体的な利活用の計画策定に協力して、早期に計画に沿った売却や賃貸などの効果的な活用ができるよう積極的に進めてまいります。

以上でございます。

○議長（菅沼芳徳君）

資源循環課長。

○資源循環課長（佐藤修一君）

それでは、私のほうからは、2問目の質問についてお答えいたします。

まず、焼却センター発電売電料についてお答えいたします。

焼却センターの発電電力量は、主に、ごみの焼却量とごみが持つ発熱量によって決まります。令和4年度は、ごみの搬入量については前年度に対し、同程度の量と見込んでおります。発熱量については、ごみの搬入検査によって、発熱量が比較的高い廃プラス

チック類の搬入が増える傾向にあります。これらプラスチック類は売電単価では「非バイオマス」の区別となり、1kw当たり、税別17円の固定価格買取制度の対象外で、季節や時間帯で変動しているため、前年に比べ「非バイオマス」の売電単価は下落傾向である。収益については、前年度に対し417万円余の減額になることを見込んでおります。

次に、再資源化物売却料についてでございますが、増額の要因としましては再資源化センターへ搬入されるもののうち、再資源化物として売却できる品目の中で、ペットボトルの市場での買取単価が前年度に比べ約3倍近くの上昇となっているため、454万円余の増額になると見込んでおります。

また、現在の実績でございますが、2月末時点で、焼却センター発電売電料は1億1,531万円余、再資源化物売却料につきましては1,644万円余の収入となっております。

今後とも、焼却及び再資源化センターの適切な運転管理を行うことで、収益の安定的な確保に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

(「終わります。」と鈴木 豊君)

○議長(菅沼芳徳君)

ほかに質疑ありませんか。

8番 神野義孝議員。

○8番(神野義孝君)

1件、お伺いいたします。

15ページ、2款2項2目衛生手数料、説明欄、廃棄物処理手数料、指定ごみ袋、1億3,271万円余について、川上議員からも質疑がありましたから、私からは前年度より426万円余増額となっておりますが、積算根拠をお伺いいたします。

また、国を挙げて脱炭素化を推進している中で、ごみ減量化への取組についてお伺いいたします。

よろしく申し上げます。

○議長(菅沼芳徳君)

資源循環課長。

○資源循環課長(佐藤修一君)

ただいまの御質問、指定ごみ袋廃棄物処分手数料についてお答えいたします。

この手数料につきましては、指定ごみ袋を使用して排出されたごみの処分に係る手数料で、その全額を塵芥処理費に充当しています。

積算根拠としましては、直近1年間の指定ごみ袋販売数を基に積算しております。前

年に比べ、販売数が増加しております。内訳は、可燃200、2万6,000セット、300、8万400セット、450、36万2,850セット、不燃200、4,225セット、30リットル、4,850セット、450につきましては、9,485セットとなっております。

また、ごみの減量化への取組としましては、指定ごみ袋を10枚ごとに梱包していません外袋のデザインに減量についてのメッセージの表記をするなどして、住民の方への啓発を行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

(「終わります。」と神野義孝君)

○議長(菅沼芳徳君)

ほかに質疑ありませんか。

3番 黒澤佳壽子議員。

○3番(黒澤佳壽子君)

14ページ、15ページです。2款使用料及び手数料、2項3目消防手数料、説明欄の煙火消費許可申請手数料27万円について質問いたします。

ここ2年、イベントとか行事が縮小されて、煙火業者には影響を及ぼしているのではないかと懸念するところですが、この許可申請と管内の煙火業者の状況について質問いたします。

次が、3款の県支出金です。16ページ、17ページですが、1項1目消防費県補助金、説明欄、地震・津波対策等減災交付金1,259万、審査会事業1,000万円について質問いたします。

まず、審査会事業の内容について、1,000万円の内訳、内容についてお尋ねいたします。

以上です。

○議長(菅沼芳徳君)

御殿場消防署長。

○御殿場消防署長(谷中 修君)

私の方から、管内の煙火業者の許可申請状況についてお答えをいたします。

打ち揚げ煙火を消費する場合、火薬類取締法において打ち揚げる煙火の大きさや数量等により消費許可が必要となり、例えば3号玉16本以上や大型スターメイン等を打ち揚げる際には、許可申請に基づき、消防本部が現地確認を行い、安全な状況を確認した上で打ち揚げを許可しております。

当消防本部における令和3年度の煙火消費許可申請は27件あり、このうち御殿場市・小山町管内に事務所を有する業者からの申請は1件ございました。

その他は県内及び県外の業者によるものですが、これらの業者による許可申請においても、地域のイベントや夏の繁忙期などに煙火を打ち揚げる際には、管内在住の打揚従事者が依頼を受け、打ち揚げに携わることがございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（菅沼芳徳君）

警防課長。

○警防課長（小林真人君）

私からは、2番目の御質問、3款1項1目消防費県補助金についてお答えします。

まず、審査会事業につきましては、交付金対象事業のうち、評価項目を踏まえ審議を行い採択されるもので、審査会の構成メンバーは、静岡県危機管理部長を会長とし、危機管理部関係課長を審査員として構成され、一般事業以外の要望について審議するものです。

これまでの審査会採択実績としましては、消防車両や救急資器材があり、今回、対象となるものは、高規格救急自動車1台の整備事業でございます。

2点目の内訳につきましては、高規格救急自動車3,600万円余の事業に対して、補助率が3分の1でございますが、上限額の1,000万円となったものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

（「終わります。」と黒澤佳壽子君）

○議長（菅沼芳徳君）

ほかに質疑ありませんか。

（この時質疑なし）

○議長（菅沼芳徳君）

質疑なしと認めます。

これにて歳入の質疑を終結いたします。

○議長（菅沼芳徳君）

次に、歳出について質疑ありませんか。

2番 川上秀範議員。

○2番（川上秀範君）

それでは、私から歳出について大きく4点ほど質問させていただきたいと思います。

まず、ページが32、33、2款1項1目一般管理費、説明欄1、人件費、⑤児童手当・退職手当1億3,749万円余についてですが、各手当の内容、状況について伺います。

続いて、2点目です。ページが38、39、3款2項2目、説明欄2の施設管理費ですが、本事業の内容と整備品の耐用年数について伺います。

続いて、3点目です。ページが42、43、4款1項1目、説明欄5、派遣事業費、県防災航空隊派遣65万円についてです。

これは先般の説明で静岡県の消防防災航空隊への職員1名の派遣に伴う住居の借上り料等、正式な派遣は令和5年度から、令和4年度中の令和5年3月に事前研修が始まるため、令和4年度での計上と御説明がありましたが、質疑は、県防災航空隊に1名を派遣とのことですが、令和3年度は91万円余の予算が計上されておりました。令和4年の派遣事業費は県防災航空隊派遣以外の事業は記載されておらず、令和3年度に実施していた派遣事業は執り行わないのか、また、派遣する職員の派遣選定基準、方法、任期、待遇について、県防災航空隊派遣の事業の内容について、そして1名の貴重な職員が派遣されることとなりますが、その分、残った職員の負担が増えるのかと思いますが、その対応について伺います。

最後に、4点目、ページが44、45、4款1項2目の小山消防署建設事業費、説明欄1の小山消防署建設事業の3、500万円についてです。

これも先般、御説明は新庁舎建設の基本設計等に要する経費、建設事業者となる小山町への負担金と説明がありましたが、新庁舎設立に向けた計画、想定している建物の規模についてと、現在の庁舎を建て替えるのか、また、ほかの場所を確保して建設するのか、また、その場合は、その予定地についてと、最後に、ほかの消防施設もかなり老朽化が進んでいるように見えますが、御見解を伺います。

以上です。

○議長（菅沼芳徳君）

庶務課長。

○庶務課長（佐藤正博君）

私からは1点目の児童手当・退職手当についてお答えいたします。

まず、退職手当について、令和4年度は5名の退職者を見込んでおり、1億2,000万円を計上しております。この財源の一部といたしまして、職員退職手当基金から5,000万円を繰り入れすることとしております。

次に、児童手当ですが、児童を養育している組合職員に対して、児童手当法に基づき支給するもので、対象児童は73名、1,749万5,000円を計上してございます。

以上でございます。

○議長（菅沼芳徳君）

衛生センター所長。

○衛生センター所長（三輪 徹君）

私からは2点目の御質問、3款2項2目し尿処理費の施設修繕費についてお答えいたします。

修繕費用の主なものとして、1つ目は、17年使用した電磁流量計等の交換修繕に要する経費が1,210万円、そのうち交換する計器、整備品代は830万円余になります。

2つ目は、オーバーホールを繰り返すことで44年使用しました40KL施設曝気ブロワモーター交換修繕に要する経費が700万円、そのうち交換する大型モーターの整備品代は440万円余になります。

3つ目としまして、44年使用しておりますコンクリート製貯水槽のひび割れ等の補修修繕に要する経費が100万円でございます。

次に、整備品の耐用年数ですが、メーカーの推奨では電磁流量計は10年、ブロワモーターは12年です。

いずれにしても、新施設への移行を見据え、必要最小限の中で適時適切に修繕を実施し、また、日々ベテラン職員と民間事業者によるきめ細かいメンテナンスを実施しておりますことから、整備品の耐用年数である10年間の見通しでも、施設の処理性能を下げることなく延命化を図り、安定運用が十分可能であると認識しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（菅沼芳徳君）

管理課長。

○管理課長（小澤 進君）

私からは、3点目、4点目の御質問にお答えします。

初めに、派遣事業費から、御説明します。

令和3年度の派遣事業につきましては、静岡県消防学校及び東京オリンピック組織委員会へ各1名の職員を派遣しております。

まず、静岡県消防学校への派遣ですが、この職員は自宅から通勤しておりましたので、派遣に伴う住居借上げ料などの派遣事業費への予算計上はございませんでした。

次に、東京オリンピック組織委員会への職員派遣ですが、自転車ロードレース競技会場の会場警備の統括として、平成31年4月から令和3年9月まで、組織委員会へ職員を派遣しておりました。

令和3年度の派遣事業費は、この職員の都内での住居借上げ料6か月分を、予算計上していたものでございます。

次に、航空隊へ派遣する職員の選定基準・方法につきましては、業務内容が、ヘリコプターに搭乗しての救助・消火活動など、過酷な活動となることから、航空隊派遣職員の基準は、3年以上の救助業務の経験、優れた判断力、体力、技能を持ち、かつ救急の教育課程を修了した者から選考することとなっております。大変、厳しい基準となっております。

したがいまして、当消防では、職員へ希望調査を実施し、この基準に達している希望職員の中から、さらに、知識、経験、技術、体力、判断力等の総合評価を行い、職員を選考しております。

任期は3年で、令和5年4月から令和8年3月となっております。

派遣される職員の待遇につきましては、当消防職員の身分と県職員の身分を併せ持つこととなりまして、時間外勤務手当等の手当は県の規程による支給、その他の給与については当組合の規程による支給となります。

なお、当組合が派遣職員に支給した給与については、県より負担金として、当組合へ納入されます。

また、派遣による他の職員への負担についてですが、令和3年度に、増加する救急出動、多発する自然災害などへの対応、また航空隊等、県への職員派遣を考慮し、条例定数を改正させていただいたことにより、現在、計画的な職員採用及び適正な職員配置が可能となり、職員の負担軽減を図っております。

続いて、小山消防署建設事業費について、御説明いたします。

初めに、小山消防署新庁舎建設に向けた計画ですが、平成29年度に、小山町にて、老朽化した小山消防署の建て替えを見据え、「小山消防署あり方検討会」が設立されました。平成30年度に、小山消防署新庁舎建設の基本方針が決まり、小山消防署の建て替えが決定されたものでございます。

令和4年度につきましては、小山町の計画により新庁舎の基本設計が行われます。

なお、供用開始につきましては、令和6年度の予定となっております。

また、消防が想定しております建物規模につきましては、約2,700㎡を、計画しております。

次に、建設用地につきましては、現庁舎の菅沼地先は敷地が狭く、近年の車両の大型化、各種訓練などに支障が生じていることから、小山町にて、自然災害のリスクが少なく、交通アクセスのよい国道246号線棚頭インターチェンジ北西側の棚頭地先約6,900㎡の土地を建設予定地として決定し、今年度、用地を取得していただいております。

最後に、他の老朽化した消防施設につきましては、議員御指摘のとおり、富士岡分署が建設から45年、須走分署が41年経過し、現在の小山消防署庁舎と同様に、近年の車両の大型化への対応や、各種訓練の実施に支障を来している状況でございます。

したがいまして、消防では、小山庁舎の次に老朽化の進んでいる富士岡分署の建設について、来年度には、建設候補地の調査、検討など、具体的な計画を御殿場市と進めていく予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

(「終わります。」と川上秀範君)

○議長(菅沼芳徳君)

ほかに質疑ありませんか。

3番 黒沢佳壽子議員。

○3番(黒沢佳壽子君)

2款総務費、32、33ページです。1項総務管理費、1目一般管理費、説明1です。

⑥の公務災害基金負担金311万円について質問いたします。

負担率と負担金の311万円の積算についてお尋ねいたします。

同じところの説明4です。人事管理費①職員健康管理費612万円について質問いたします。

先日の説明では、B型肝炎予防と聞いたと思いますが、その他の健康管理についてお尋ねいたします。

その下の説明8です。事務管理費等負担金1,254万円について質問いたします。

①、②、③に、情報管理費負担金、内部事務統合システム負担金、出納業務負担金とありますが、説明では、これは御殿場市への負担金と説明があったと思いますが、この負担金の積算根拠についてお尋ねいたします。

次が3款衛生費です。36ページ、37ページです。1項1目斎場費、説明1の施設管理費です。

①の施設修繕費、火葬炉修繕事業等2,036万円についてですが、この火葬炉の耐用年数等についてお尋ねいたします。

以上です。

○議長(菅沼芳徳君)

庶務課長。

○庶務課長(佐藤正博君)

では、ただいまの質問にお答えさせていただきます。

初めに、1点目の公務災害基金負担金の積算根拠についてお答えいたします。

地方公務員災害補償基金が定める算定方法により、職員の給与総額に職種区分ごとの「負担率」と「理事長が定める率」を乗じて算出いたします。

「負担率」につきましては、消防職員は1,000分の2.45、清掃職員は1,000分の4.18、その他職員は1,000分の1.08となっており、「理事長が定める率」につきましては、消防職員は0.997、清掃職員は0.972、その他職員は1.002となっております。

次に、2点目の職員健康管理費の内容についてお答えいたします。

職種による感染のおそれに対応するため、麻疹風疹混合ワクチン、破傷風予防接種等

のワクチン接種手数料として200万5,000円、また、毎年実施しております職員及び会計年度任用職員の定期健康診断やストレスチェック、40歳以上を対象としたC型肝炎検査及び胃部レントゲン、その他消防職員の健康を害することがないように実施しておりますB型肝炎接種検査、特定業務従事者健康診断が主な内容でありまして、それら検査に対する委託料401万7,000円等であります。

次に、3点目の事務管理費等負担金の積算根拠についてお答えいたします。

初めに、①の情報管理費負担金ですが、組合が利用するネットワーク機器及び回線使用料に対する御殿場市への負担金でありまして、御殿場市からの指示額によるものでございます。

次に、②内部事務統合システム負担金ですが、御殿場市が運用する内部事務統合システムの利用に係る負担金でありまして、御殿場市との協定により内部事務統合システム料金に組合の負担率13.8%を乗じて算出しております。

次に、③出納業務負担金ですが、組合の出納事務を担当する御殿場市への負担金でありまして、御殿場市との協定により前年度の会計課職員の人件費及び令和4年度の指定金融機関窓口手数料に、組合の負担率6.25%を乗じて算出しております。

最後に、4点目の火葬炉の耐用年数についてお答えいたします。

火葬炉の耐用年数については、使用頻度にもよりますが、約10年程度となっております。

このため、前回改修工事を行った平成22年から10年経過しておりますので、令和3年度から令和6年度の4か年計画で1炉ずつ修繕を行うものでございます。

以上でございます。

(「終わります。」と黒沢佳壽子君)

○議長(菅沼芳徳君)

ほかに質疑ありませんか。

8番 神野義孝議員。

○8番(神野義孝君)

1件お伺いいたします。

43ページ、4款1項1日常備消防費、説明欄3の③救急高度化事業1,571万円余について、前年度より852万円余増額され、救急救命士養成研修経費、救命資器材購入費等とありますが、具体的内容をお伺いいたします。

○議長(菅沼芳徳君)

管理課長。

○管理課長(小澤 進君)

御質問の救急高度化事業の内容について、増額理由を含め、御説明いたします。

当本部では、増加する救急出動に対応するため、例年3名の救急救命士を計画的に養成しておりますが、令和3年度は、救命士養成研修所への入所基準である経験年数などが変更され、予定しておりました職員が入所基準に達せず、救命士養成に係る経費は計上しておりませんでした。

令和4年度は、予定していた職員が入所基準に達したため、3名の職員を養成するものでございます。

したがって、救命士養成に係る経費が、研修所の負担金など、1人240万円余、3名で720万余の、増額となるものでございます。

また、救命士の病院研修時に、感染症対策のため各種検査が必要となり、検査手数料などが増額となっております。

その他、事業費の内容としまして、救急資器材の消耗品、器材の点検委託、救命士病院研修の病院への負担金などがございます。

以上、答弁とさせていただきます。

（「終わります。」と神野義孝君）

○議長（菅沼芳徳君）

ほかに質疑ありませんか。

（この時質疑なし）

○議長（菅沼芳徳君）

質疑なしと認めます。

これにて歳出の質疑を終結いたします。

○議長（菅沼芳徳君）

次に、歳入歳出全般について質疑ありませんか。

（この時質疑なし）

○議長（菅沼芳徳君）

質疑なしと認めます。

これにて歳入歳出全般の質疑を終結いたします。

○議長（菅沼芳徳君）

以上で、議案第1号に対する質疑を終結いたします。

○議長（菅沼芳徳君）

これより討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（菅沼芳徳君）

次に、賛成討論の発言を許します。

(この時発言なし)

○議長（菅沼芳徳君）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議長（菅沼芳徳君）

これより、議案第1号「令和4年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計予算について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（菅沼芳徳君）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（菅沼芳徳君）

日程第2 「管理者提案理由の説明」を議題といたします。

本議会に提出されました議案第2号から議案第4号までについて、管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（勝又正美君）

本日、追加提案いたしました議案の御審議をお願いするに当たり、その提案理由の概要を御説明申し上げます。

今回、追加提案する議案は、条例案3件でございます。

最初に、議案第2号「御殿場市・小山町広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について」申し上げます。

本案は、人事院規則の改正等に基づき、職員の妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講じる措置として、非常勤職員の育児休業・介護休暇等の取得要件の緩和並びに育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第3号「御殿場市・小山町広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」及び議案第4号「御殿場市・小山町広域行政組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、関連がございますので一括して御説明申し上げます。

本案は、令和3年人事院勧告に基づく国家公務員の期末手当の改定は、令和3年12月期での実施は見送られましたが、令和3年11月24日に人事院勧告どおり期末手当の支給月数を引き下げる給与改定に関する取扱いが閣議決定されたことに伴い、所要の

改正を行うものでございます。

以上で、本日提出いたしました議案の提案理由の説明を終わりとさせていただきます。
慎重な御審議の上、御賛同をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（菅沼芳徳君）

日程第3 議案第2号「御殿場市・小山町広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

当局から内容説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（鎌野 武君）

それでは、ただいま議題となりました、議案第2号について御説明いたします。

資料4 議案書の1ページをお願いいたします。

本案は、妊娠、出産、育児等と仕事との両立支援をさらに進めるため、非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和や、育児休業等を取得しやすい環境を整備することについて、所要の改正を行うものです。

それでは、改正内容の概要につきまして御説明いたしますので、資料5 議案資料の1ページをお願いいたします。

1の趣旨については、ただいま申し上げたとおりです。

2の改正内容ですが、1つ目は、非常勤職員の育児休業・育児部分休業の取得要件を緩和するというものです。

具体的には、育児休業・育児部分休業の取得要件の1つである、「引き続き在職した期間が1年以上」という在職要件を廃止し、勤務日が週3日以上又は年間勤務日数が121日以上あって、他の取得要件を充足していれば、仮に任用開始直後であっても、この休業を取得できるようになるというものです。

2つ目は、育児休業を取得しやすい環境を整備するため、本人や配偶者の妊娠・出産等を申し出た職員に対する育児休業制度等の周知、及び育児休業取得意向の確認、育児休業に係る研修の実施や育児休業に関する相談体制の整備などの措置を義務づけるというものです。

このことに関しましては、当組合では既に「職員のための子育てハンドブック」を整備しており、多くの職員に利用されております。

また、毎年、御殿場市と合同で実施しております、新規採用職員研修や管理者研修等において制度の紹介を行っており、今後も職員が制度を活用しやすい環境の整備に努めていきたいと考えております。

3の施行日につきましては、人事院規則の一部改正と同様、令和4年4月1日とするものです。

改正内容の詳細につきましては、新旧対照表で御説明いたしますので、同じ資料の2ページ、3ページをお願いいたします。

第2条は育児休業をすることができない職員について規定しており、第3号アの(ア)の「引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員」の規定を削るものです。(イ)は文言整理です。

第19条は育児部分休業をすることができない職員について規定しており、第2号アの「引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員」の規定を削るものです。また、第2号アを削ることに伴い、第2号の規定を整理いたします。

4ページ、5ページをお願いいたします。

第23条は、妊娠又は出産等についての申し出があった場合における、育児休業制度等の周知や休業の取得意向を確認することなどについて、新たに規定するものです。

第24条は、育児休業に係る研修の実施や育児休業に関する相談体制等を整備することなどについて、新たに規定するものです。

現行の第23条は、新たに2つの条を加えたことに伴い、第25条といたします。

次に附則ですが、この条例の施行日を、令和4年4月1日とするものです。

以上で、内容の説明を終わります。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（菅沼芳徳君）

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（この時質疑なし）

○議長（菅沼芳徳君）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

○議長（菅沼芳徳君）

これより討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（菅沼芳徳君）

次に、賛成討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（菅沼芳徳君）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議長（菅沼芳徳君）

これより、議案第2号「御殿場市・小山町広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅沼芳徳君）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（菅沼芳徳君）

日程第4 議案第3号「御殿場市・小山町広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

当局から内容説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（鎌野 武君）

ただいま議題となりました、議案第3号について御説明いたします。

資料4 議案書の3ページをお願いいたします。

本案は、令和3年人事院勧告を踏まえ、一般職員及び再任用職員の期末手当の支給月数を改定するため、所要の改正を行うものです。

それでは、給与改定の概要について御説明いたしますので、資料5 議案資料の7ページをお願いいたします。

1の期末手当支給月数の改定ですが、令和4年度以降の期末手当の支給月数を、一般職員においては0.15月分引き下げ、また、再任用職員においては0.10月分引き下げるといふものです。

引下げは6月期と12月期に均等に振り分けて実施いたします。

なお、令和4年度のみの特例措置として、令和3年12月期引下げ相当分0.15月分については、令和4年度6月期で減額調整いたします。

この特例措置につきましては、本来、令和3年人事院勧告に伴い実施する予定でした12月期の引下げを、国が実施を見送ったことに伴い、当組合においても昨年12月の給与改定を見送っております。しかし、今般、国家公務員の給与改定が、令和3年12月期引下げ相当分を、令和4年6月期で減額調整する内容となったことを受け、当組合においても、令和4年度のみの特例措置として、令和3年12月期引下げ相当分を令和4年6月期で減額調整するものとなっております。

減額調整につきましては、令和3年12月期末手当に、同月1日における一般職員と再任用職員の区分に応じた割合を乗じて得た額を、今回の改正後に算定された6月期末

手当から減ずるものとなっております。

次に、2の年間給与支給総額につきましては、期末手当の支給月数の改定及び特例措置により、組合の一般職の職員全体で、約2,021万円の減額、職員1人当たりでは平均で、約11万2,000円の減額となる見込みです。

3のその他ですが、月例給につきましては、民間給与との較差が極めて小さいことから、国家公務員についての改定を行わないとの人事院報告を踏まえ、当組合においても改定を行いません。

4の施行日につきましては、公布の日とするものです。

以上が、給与改定の概要となります。

なお、概要説明文中に記載のある会計年度任用職員の期末手当につきましては、後ほど説明させていただきます。

続きまして、改正内容の詳細につきましては、新旧対照表で御説明いたしますので、同じ資料の8ページ、9ページをお願いいたします。

第18条第2項は、一般職員の期末手当支給割合を、各期0.075月分引き下げ、第3項は、再任用職員の期末手当支給割合を、各期0.05月分引き下げるよう改めるものです。

附則につきましては、第1項において施行期日を公布日とし、第2項は、令和3年12月期引下げ相当分を令和4年6月期に減額する、特例減額措置について規定したものとなっております。

以上で、内容の説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（菅沼芳徳君）

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（この時質疑なし）

○議長（菅沼芳徳君）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

○議長（菅沼芳徳君）

これより討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（菅沼芳徳君）

次に、賛成討論の発言を許します。

(この時発言なし)

○議長（菅沼芳徳君）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議長（菅沼芳徳君）

これより、議案第3号「御殿場市・小山町広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅沼芳徳君）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（菅沼芳徳君）

日程第5 議案第4号「御殿場市・小山町広域行政組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

当局から内容説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（鎌野 武君）

ただいま議題となりました、議案第4号について御説明いたします。

資料4 議案書の5ページをお願いいたします。

本案は、令和3年人事院勧告を受けて一般職員の期末手当の支給月数を引き下げることと踏まえ、会計年度任用職員の期末手当の支給月数についても同様に改定するため、所要の改正を行うものです。

それでは、給与改定の概要について説明いたしますので、資料5 議案資料の7ページをお願いいたします。

1の期末手当支給月数の改定ですが、会計年度任用職員の期末手当の支給月数を0.15月分引き下げるというものです。

引下げは6月期と12月期に均等に振り分けて実施します。

なお、一般職員及び再任用職員で行われます、令和3年12月期引下げ相当分の減額調整の特例措置は、会計年度任用職員については、行わないこととしております。

これは、会計年度任用職員募集時に提示した勤務条件の重大な変更にあたる給与改定を、任期途中において行うことは適切ではないという、県人事委員会、県内各市町と同様の考えのもと、昨年12月期の減額はないものとしていたことによるものです。

以上が、給与改定の概要であります。

続きまして、改正内容の詳細につきましては、新旧対照表で御説明いたしますので、同じ資料の10、11ページをお願いいたします。

第7条の2第3項は、フルタイム会計年度任用職員の期末手当支給割合を、各期0.075月分引き下げるよう改めるものです。

なお、パートタイム会計年度任用職員の期末手当は、フルタイム会計年度任用職員の期末手当を準用することが、同条例第20条に規定されております。

附則につきましては、施行期日を公布日とするものです。

以上で、内容の説明を終わります。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（菅沼芳徳君）

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（この時質疑なし）

○議長（菅沼芳徳君）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

○議長（菅沼芳徳君）

これより討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（菅沼芳徳君）

次に、賛成討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（菅沼芳徳君）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議長（菅沼芳徳君）

これより、議案第4号「御殿場市・小山町広域行政組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅沼芳徳君）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（菅沼芳徳君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて、令和4年御殿場市・小山町広域行政組合議会3月定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後2時34分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 菅 沼 芳 徳

署名議員 高 橋 利 典

署名議員 小 林 千江子